

めぶきアセアンレポート

MEBUKI ASEAN REPORT

2020年5月号

- ◇ 【 シンガポール通信 】～新型コロナウイルスの財政支援について～・・・P. 1
- ◇ 【 ハノイ通信 】～新型コロナウイルスの財政支援について～・・・P. 2
- ◇ 【 バンコク通信 】～新型コロナウイルスの財政支援について～・・・P. 3
- ◇ 【 フィリピン通信 】～新型コロナウイルスの財政支援について～・・・P. 4
- ◇ 【 アセアン駐在員コラム 】・・・P. 5
- ◇ 【 アセアン各国株式市場・為替情報 】2020年4月の動き・・・P. 7
- ◇ 【 アセアン各国ニューストピックス 】・・・P. 8
- ◇ 【 アセアン・インド休日情報 】2020年5月～2020年7月・・・P. 9
- ◇ 【 めぶきアジアネットワークのご紹介 】・・・P. 10

常陽銀行シンガポール駐在員事務所

63 Market Street #11-03
Bank of Singapore Centre,
Singapore 048942
TEL:65-6225-6543

常陽銀行ハノイ駐在員事務所

5th Floor, Sun Red River,
23 Phan Chu Trinh Street,
Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam
TEL:84-24-3218-1668

足利銀行バンコク駐在員事務所

689, Bhiraj Tower at EmQuartier,
27th Floor, Room No.2714,
Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana,
Bangkok 10110, Thailand
TEL:66-2-261-2852

本レポートの内容につきましては、当行の信頼し得る先からの情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、信頼性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願い致します。



今回は新型コロナウイルスに関連した財政支援策について、アセアン各国よりレポートします。

シンガポール通信～新型コロナウイルスの財政支援について～

1. シンガポールの状況 : 感染者数 : 16,169人 死亡者数 : 15名 (4月30日時点)

シンガポール政府は2月7日に新型コロナウイルスの警戒レベル (DORSCON) を4段階で上から2番目の「オレンジ」に引き上げ、企業に事業継続計画 (BCP) の策定・強化を勧告し、在宅勤務も推奨してきました。その後4月7日にはサーキットブレーカー措置 (他国でいうロックダウン) が導入されたことで、医療、金融、物流、通信など社会インフラに欠かせない業種を除き、企業は全面的な在宅勤務の導入が義務付けられました。生活面でも、食料日用品の買い物や軽い運動以外は外出が禁止されるなど影響が出ています。

2. シンガポールの財政支援策

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて、巨額の予算を確保しています。2月18日に可決された2020年度予算案で、新型コロナウイルス対策費として64億Sドル (約4,800億円) が計上され、2020年度予算案、補正予算案と第3弾予算案をあわせて、シンガポールGDPの12%に相当する総額約600億SGD (約4兆5,600億円) の新型コロナウイルス対策費が確保されています。具体的な支援策として、企業向けに税の還付・免除や納税猶予、国民向けに給与補助や一時金支給があり、支援策に対する不満の声は聞こえてきていません。政府からは以下のような政策が示されています。

【シンガポール政府が発表した財政支援策 (一部抜粋)】

雇用維持サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール国民と永住権者の雇用維持を目的に、2019年10月からの9ヶ月間の従業員給与を対象に補助金を雇用主に支給 (補助率: 航空・観光業75%、飲食業50%、その他25%)。 ・サーキットブレーカー措置中は、業種を問わず2020年4月給与の75%まで補助率を引き上げる。
外国人雇用税の免税と還付	<ul style="list-style-type: none"> ・サーキットブレーカー措置中の雇用維持のため、4月納付期限の外国人雇用税の免除を公表。 ・ワークパーミットとSパスビザ保有外国人1人当たり750SGDの外国人雇用税を雇用主に還付。
賃金補助制度の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール国民の昇給額に対し補助金を支給する制度。 ・前年給与月給に対し50SGD引き上げた場合、上昇額の20%を政府が支給。
法人税リベート	<ul style="list-style-type: none"> ・YA2020 (2019年に終了する事業年度) の法人税額について、15,000SGDを上限として、25%のリベートが認められる。
3ヶ月の納税猶予と無利息期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月～6月に支払期限の到来する法人税について、支払期限が3ヶ月延長される。 ・従来から法人税を自動引落しで納付する企業には、無利息での分割払いが認められていたが、YA2020については、企業の資金繰り安定化のため無利息期間が2ヶ月追加される。
固定資産税のリベートとテナント賃料免除	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年1月～12月の商業施設の固定資産税割引率を拡大 (30%～100%)。 ・4月7日に可決された新型コロナ暫定措置法で、リベートを受けとった貸主はテナントに還元しなければならない旨が追加された。 ・政府機関施設やホーカー (屋台村) などテナント賃料を最大3ヶ月免除。
企業融資制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・直接、間接融資問わず、シンガポール資本が30%以上を占める企業を対象に、融資金額の引き上げや政府保証率の引き上げ、元本返済の猶予を付与するなど救済措置を導入。
個人・世帯向け支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・21歳以上の国民に対し、4月中旬までに600SGDの一時金を支給。さらに、低所得者や子供世帯に対して追加の支給を予定。 ・個人所得税の納付期限は3ヶ月後に延長される。ただし、納付期限の延長を希望する場合、7月31日までに申請書を提出することが必要。

以上

【常陽銀行シンガポール駐在員事務所 駐在員 関 貴弘】

ハノイ通信～新型コロナウイルスの財政支援について～

1. ベトナムの状況 : 感染者数 : 270 人 死亡者数 : 0 名 (4 月 30 日時点)

ベトナムにおける新型コロナウイルスの感染者数は 270 名 (4 月 30 日時点) となっています。徹底した水際対策の強化、実質的な隔離政策の効果もあり、他東南アジア諸国と比較しても、感染者数拡大の動きは抑えられていると言えます。

2. ベトナム政府及び各機関の対応

新型コロナウイルスにより深刻な影響を受けている企業を支援するため、ベトナム政府を始めとする各機関が支援策を打ち出していますのでその一部をご紹介します。

(1) 各種税金および土地賃借料の支払期限延長

【対象】法人税、付加価値税、個人所得税、土地賃借料

新型コロナウイルスの影響により被害を受けた企業(政令で定められた企業)は、対象の税金および土地賃借料に関し、下記内容にて支払期限の延長が可能です。

- 付加価値税・・・対象企業は 2020 年 3・4・5・6 月もしくは 2020 年第 1・第 2 四半期に発生した付加価値税の納付期限を税法の規定に基づく納付期限より 5 カ月延長可能。
- 法人税・・・対象企業は 2019 年確定申告による法人税および 2020 年第 1・第 2 四半期の仮払法人税の納付期限を税法の規定に基づく納付期限より 5 カ月延長可能。
- 個人経営者に関する付加価値税・個人所得税・・・政令で定める業種において、2020 年の付加価値税・個人所得税の納付期限を、最大で 2020 年 12 月 31 日まで延長可能。
- 土地賃借料・・・対象企業は、2020 年期首に支払うべき土地賃借料に関して、国家機関との契約書に基づき国から直接土地を賃借し、年間一括払いで支払いをしている場合、支払期限を 2020 年 5 月 31 日より 5 カ月延長可能。

(※2020 年 4 月 8 日付、政令 41 号/2020/ND-CP に基づく)

(2) 社会保険料の納付期限延長

旅客輸送業、観光業、宿泊業、飲食業等、新型コロナウイルスにより企業活動に影響を受けた企業は、その企業に勤務する従業員の 50%が一時的に休職している、または新型コロナウイルス流行後、その企業の保有する資産価値が 50%以上減少した場合、社会保険料の納付期限を 2020 年 6 月末まで延長することが可能です。なお、2020 年 6 月までに新型コロナウイルスによる影響が収束しない場合は、2020 年 12 月まで期限延長可能となります。

(※2020 年 3 月 17 日付、ベトナム社会保険省が発布した公文書 860/BHXH-BT に基づく)

(3) 総額 61 兆ドンを資金支援

ベトナム計画投資省は、貧困層や企業を対象にした総額 61 兆ドン強 (約 2,740 億円) 規模の資金支援プログラムをまとめました。支援総額のうち約 52 兆ドン (約 2,340 億円) は革命功労者や貧困または貧困に近い状態にある世帯、無期限休職を余儀なくされた企業社員などに支給されます。また、約 9 兆ドン (約 400 億円) は新型コロナウイルスによる被害を受けた企業が支援の対象となります。

以上

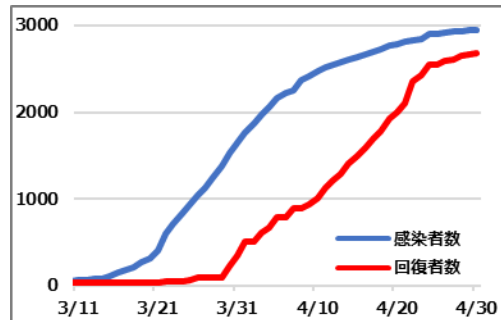
【常陽銀行ハノイ駐在員事務所 駐在員 安彦 秀紀】

バンコク通信～新型コロナウイルスの財政支援について～

1. タイの状況 : 感染者数 : 2,954人 死亡者数 : 54名 (4月30日時点)

タイ保健省の発表によると、タイ国内の新型コロナウイルス感染者数は4月30日時点で累計2,954人、そのうち死者数は54人となっています(表1)。2020年3月にタイ政府が非常事態宣言を発令したことにより各種規制が強化され、足元では感染者数の増加スピードに歯止めがかかっています。また、医療体制も整備されていることから、低い致死率を維持するとともに、現状では感染者の約9割が回復している状況にあります。

【表1: 感染者数の推移 (単位: 人)】



(出所: タイ保険省)

なお、非常事態宣言については、当初4月30日から5月31日まで期限延長の措置がとられています。

2. タイ経済への影響について

国際通貨基金 (IMF) が2020年4月に公表した世界経済見通しによれば、タイの2020年の国内総生産 (GDP) 成長率はマイナス6.7%の大幅低下となり、近隣諸国に比べ新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きいものと予想されています(表2)。世界的な景気減速により輸出が低調となることや、都市封鎖に伴う観光収入の減少などが要因とされています。またタイ現地の報道によれば、これまでにコロナ関連の影響を受けて700万人以上が失業しており、既にタイの総人口の10%以上の労働者が影響を受けている状況です。

【表2: 東南アジア主要6ヶ国の経済成長率予測】

	2020年	2021年
タイ	▲6.7%	6.1%
シンガポール	▲3.5%	3.0%
マレーシア	▲1.7%	9.0%
インドネシア	0.5%	8.2%
フィリピン	0.6%	7.6%
ベトナム	2.7%	7.0%

(出所: 国際通貨基金 (IMF))

3. 財政支援について

タイ政府が4月末時点で閣議決定した財政支援の総額は2兆5000億タイバーツ (約8兆2,500億円) で、国内総生産の約1割以上に相当する規模となっています。現在発表されている景気対策は下表の通りで、中小企業への金融支援や税制優遇などが含まれており、今後各省庁より支援策の詳細が公表のうえ実施される予定となっています。

【表3: 主な景気対策について】

項目	主な内容	
金融支援	①タイ中央銀行を通じた低金利融資	②民間銀行の返済猶予支援
税制優遇	①源泉税率所得税率の引き下げ	②所得税申告期限の延長措置
社会保障	①社会保険料税率の引き下げ	②社会保障が受けられない失業者に対する現金給付
その他	①電気・水道料金の引き下げ	②医療基盤整備

(出所: 現地の報道資料をもとに筆者作成)

以上

【足利銀行バンコク駐在員事務所 駐在員 塚本 修平】

フィリピン通信～新型コロナウイルスの財政支援について～

1. フィリピンの状況 : 感染者数：8,488人 死亡者数：568名（4月30日時点）

政府は、5月16日よりルソン島全域におけるコミュニティ隔離措置規制の一部緩和を発表しました。感染者の増加ペースは、地域（州・市）により著しく差があることから、感染拡大の懸念が低い地域については一部規制を緩和していく方針です。なお、州・市を跨ぐ往来は依然禁止されています（特定事業者のみ通行可能）。

2. フィリピンの財政支援について

(1) 総額1兆1,700億ペソ（約2兆5,000億円）のコロナ対策予算

コロナ対策予算の内訳は、1,800万人にのぼる国内低所得世帯に対する2,050億ペソ規模の給付、中小零細企業（社会保険機関と内国歳入庁に登録している小規模事業者：総資産300万ペソ以上1億ペソ未満他）の従業員に対する510億ペソ規模の給付、失職した国内外の自国民に対する35億ペソ規模の給付、中小零細企業に対する10億ペソ規模の融資、税やローンの支払猶予などが挙げられます。

(2) 自治体独自の支援策

マニラ市は、コロナ感染拡大に伴う自治体独自の住民支援策として、50万以上ある市内全世帯を対象に1世帯1,000ペソ（約2,150円）の支給を開始しました。またケソン市ではマスク、石鹸、アルコール消毒液などが入った衛生キットの配布を実施しています。

国内経済の基盤を担っている大手財閥グループも、それぞれ数億ペソの寄付・寄贈を行っています。その他、省庁・自治体・企業団体ごとに独自の支援策を発表しているケースがあり、このような動きは今後活発化していくとみられています。

(3) 確定申告納税・社会保険料納付期限延長

納税・納付者及び関係各所職員の双方の感染防止を優先することを理由に、12月決算法人の法人所得税確定申告や駐在員の個人所得税確定申告は6月14日に延長され、加入者やその雇用主が支払う社会保険料の納付を6月1日まで猶予することを決定しました。また、日系企業の確定申告において、現地法人の日本人責任者が不在（感染拡大及び封鎖措置における一時帰国）で申告期限に間に合わない場合には、一度仮数値（見込み）で申告を行い、次年度に調整する方法が検討されています。

3. その他

フィリピンにおいては依然感染者数は増加していますが、封鎖措置（外出、入国制限）を早期に講じたこともあり、感染者数増加エリアが限定的であるとの報道があります。しかしながら、国内経済に与える影響は大きく、日系企業においてはサプライチェーンへの影響が拡大しています。政府は、ほぼ停滞状態にある経済活動を再開するべく、封鎖措置を段階的に緩和していくプランを構築し、現地の銀行では特例の融資支援制度を設置する予定です。引き続き、新型コロナ感染拡大及び封鎖措置が与える影響や政府支援策等に関する情報を発信してまいります。

以上

【BDOユニバンク マニラ駐在 鶴見 圭史】

アセアン駐在員コラム

アセアン駐在員コラムでは、東南アジア各国で生活している駐在員や現地スタッフからの情報を発信しています。



【シンガポール】～感染防止対策について～

シンガポールでは、SNS やアプリを通じコロナ関連の情報開示が行われています。「コロナウイルスマップ」は、感染者の居住地、発症日、どこの病院にいるかなど行動履歴が表示されます。SNS の一つである「What's App」では、毎日 2 回、現在の感染者数、クラスターの場所、国からの指示等がメッセージで送られてきており、タイムリーに動向を把握することができます。

政府と民間企業が共同で開発したアプリ「Trace Together」は、コンタクトトレーシング（感染経路）を探すのに使用し、濃厚接触者の行動履歴を把握することで感染防止に役立てることができます。また、郵便局や銀行、病院などに入店する際には、QR コードをスキャンし、個人情報を入力しないと入れないなど、政府は国民を守るために IT を駆使しており、それが世界屈指の管理体制と言われる所以かもしれません。

【アプリ：「Trace Together」】



(引用：シンガポール政府)

(常陽銀行シンガポール駐在員事務所 現地スタッフ 関 順)



【ベトナム】～コロナ禍の影響（生活支援）～


ベトナムでは、新型コロナウイルスの影響により数多くの人達が仕事を失っています。外出禁止令の影響で収入源を失い日々の生活もままならないほど困窮している人もいます。こうした状況において、ハノイ市を始めとする一部省市では、ベトナム国民を救おうと、企業・個人の人達が無料で食品の支給を行っています。このような活動が行われているという話はベトナム各地に瞬く間に広がり、無料の食糧支給場所の数も増加し、さらに食品を寄付する人の数も増えています。ベトナムでは新型コロナウイルスの影響により苦しい生活を強いられている人も数多くいますが、このような支援の輪には「ベトナム全国民が手を組んでコロナ禍と戦っていきましょう」という強いメッセージが込められていると感じましたし、ベトナム国民を誇らしく感じました。

【食品支給の様子】



(筆者撮影)

(常陽銀行ハノイ駐在員事務所 現地スタッフ グェン ティ トゥイ)


【タイ】～ソーシャル・ディスタンスの呼びかけ～

タイでは非常事態宣言について、当初4月末の期限から、5月31日まで延長する措置がとられています。期限延長に伴い、①夜間の外出禁止、②県境を越える移動の自粛、③多人数の集会の禁止、④タイへの入国制限、などの規制については継続していますが、一時閉鎖されていた市場や公園、飲食店などの商業施設が今後順次、営業再開される予定となっています。

「ソーシャル・ディスタンス」の考えが、タイ国民の間でも広く普及しており、スーパーやコンビニで会計を待つ人の列や、エレベーターの乗り方の制限など様々なところで実践されており、今後はこうした行動がより重要となってきます。写真は電車内の様子ですが、車内ではマスク着用、座席の間隔を空けることが義務化されています。

(足利銀行バンコク駐在員事務所 駐在員 塚本 修平)

【BTS (高架鉄道) 車両内の座席制限】


(筆者撮影)


【フィリピン】～マニラ首都圏の空～

みなさんは、新型コロナウイルスの感染拡大により、人の移動が制限され、大気中の汚染物質や温室効果ガスが急減しているというニュースをご覧になったでしょうか。マニラはその影響が顕著に表れている都市の一つだと感じます。マニラというと、慢性化された交通状態が引き起こす排気ガスで、曇った空をイメージする方が多いかもしれません。しかし、首都圏封鎖措置が開始してからのマニラの空は見違えるように真っ青です。実は今、フィリピンの若者の間では、綺麗な青空を SNS に投稿することが流行しています。感染拡大により、外出が制限され、在宅勤務を実施するなど、家の中で過ごすことが多く、どことなく気持ちまでが閉鎖されがちですが、たまには気分転換に空を眺めてみるのもいいかもしれません。きっと日本の空はマニラよりも綺麗な青空なのではないでしょうか。

【閑散した街並みから見える青空】


(筆者撮影)

(BDO ユニバンク マニラ駐在 鶴見 圭史)

アセアン各国株式市場・為替情報（4月）

アセアンの株式・為替市場の動向について（4月）

国	株式市場				為替市場			
	株価指数	月末株価	月間騰落額	月間騰落率	通貨単位	月末為替レート(円)	月間騰落額	月間騰落率
シンガポール	ST指数	2,624.23	143.00	5.76%	1シンガポールドル	76.01	0.37	0.49%
マレーシア	KLCI総合指数	1,407.78	56.89	4.21%	1リンギット	24.78	▲0.37	▲1.48%
タイ	SET指数	1,301.66	175.80	15.61%	1バーツ	3.30	0.02	0.56%
フィリピン	フィリピン総合指数	5,700.71	379.48	7.13%	1ペソ	2.11	▲0.02	▲1.07%
インドネシア	ジャカルタ総合指数	4,716.40	177.47	3.91%	100ルピア	0.71	0.05	8.18%
インド	SENSEX指数	33,717.62	4,249.13	14.42%	1ルピー	1.43	0.01	0.35%

出所：Bloomberg

【株式市場】

- **シンガポール**：新型コロナ感染者数急増を受け、国内景気不透明感が拡大
米株安やコロナ対策の強化が発表されたことを受け3日かけて下落したが、6日に経済支援策が発表され景気不安懸念が後退し反発。その後続伸も、感染者数の急増や原油先物がマイナスに転じたことを受け急落した。月末には、各国の外出規制緩和を好感し反発。シンガポールST指数は、前月比5.76%で取引を終了した。
- **マレーシア**：国内外の経済再開期待が下支え
製造業製品の需要増加や都市封鎖の期限を延長しないとの期待から上昇基調で推移した。下旬には、原油市場がマイナス圏に急落したことを受け下落したが、原油価格の持ち直しによる投資家心理の回復や欧米の経済活動再開期待が下支えし、マレーシアKLCI指数は前月比4.21%で取引終了。
- **タイ**：経済対策や臨床試験への期待から大きく買い戻される
経済対策第3弾や低利融資勅令案は承認され、15日にかけて上昇基調で推移。世界景気減速懸念から16日に下落するも、感染者数の鈍化を受けて17日に反発。その後も臨床試験期待や欧米経済の一部再開への期待が高まり、タイSET指数は前月比15.61%で取引を終了した。
- **フィリピン**：外出制限延長も、景気対策や利下げ対応を好感
医療品関連の輸入関税の免除や大統領による現金給付の指示を好感し上昇基調で推移。外出制限の延長を受け反落するも、中銀が景気下支えを目的とした追加利下げを示唆し反発した。原油急落を背景に下落するも、月末には反発しフィリピン総合指数は前月比7.13%で取引を終了。
- **インドネシア**：景気対策、量的緩和実施も横ばいで推移
上旬は追加利下げの可能性と量的緩和を継続する方針を受け上昇したが、ジャカルタの社会的制限の発動が承認され大幅反落した。景気刺激策の発表も感染者増加を受け横ばいで推移したが、月末にジャカルタ総合株価指数は急騰し、前月比3.91%で取引を終了。
- **インド**：経済対策や金融緩和を好感
月初は自動車生産台数急減による業績懸念や世界景気減速懸念から下落した。その後は、中小企業向け融資追加支援等の経済政策や、中銀による金融緩和策を背景に下旬にかけ大きく上昇に転じた。インドSENSEX指数は前月比14.42%で取引を終了した。

【常陽銀行シンガポール駐在員事務所 駐在員 関 貴弘】

アセアン各国ニューストピックス

◎経済

- シンガポール
 - ・3月輸出、コロナ禍も反動増 世界経済減速で今後は低迷へ (4/20)
 - ・職場閉鎖、6月1日まで延長 営業可能な事業も絞り込みへ (4/22)
 - ・雇用が17年ぶりの落ち込み コロナ禍、サービス業が下押し (4/30)
- マレーシア
 - ・活動制限令後、新しい消費行動が定着か (4/24)
 - ・次期5ヶ年計画見直しへ、原油安とコロナで (4/28)
 - ・資金難の中小企業、給与補助金申請は進まず (4/29)
- タイ
 - ・1Q輸出額、米中貿易摩擦緩和で5期ぶり増 (4/22)
 - ・非常事態宣言を1ヶ月延長 第2波警戒、店舗再開は週内判断 (4/29)
 - ・3月の会社登記12%減、外国人は日本が最多 (4/30)
- インドネシア
 - ・3月貿易収支、対中貿易中心に黒字維持 (4/16)
 - ・製造業成長予測、最大2.6% 産業相、悲観予測は0.7%止まり (4/23)
 - ・帰省禁止措置、地方経済に大きな影響 (4/24)
- フィリピン
 - ・日系企業、生産維持に苦慮 条件厳しく、一時操業停止も (4/17)
 - ・新型コロナで今年は「景気後退」も エコノミスト予測 (4/30)
- ベトナム
 - ・米中向け輸出、1Qは2割増 スマホ牽引で底堅いも2Qに懸念 (4/23)
 - ・感染者増加なし、経済活動の制限緩和へ (4/24)
 - ・納税猶予の申請期限7月30日、遅延利息なし (4/29)

◎その他

- シンガポール
 - ・日系企業の9割が在宅勤務＝人材会社調査 (4/14)
 - ・外国人単純労働者の感染急増 封じ込め奔走、経済活動に試練 (4/17)
 - ・3月入国者24万人、SARS以来の低水準 (4/30)
- マレーシア
 - ・マスク2462万枚を無料支給、各世帯に4枚 (4/10)
 - ・活動制限令下で断食月に突入 例年繁忙期の外食業界に打撃 (4/28)
- タイ
 - ・外出自粛で事故死者4割減少 非常事態下、コロナ経験を対策に (4/23)
 - ・外国人のビザ期限、7月末まで再び自動延長 (4/23)
 - ・首都の飲食店や市場が再開へ 8施設を承認、時期は確定せず (4/30)
- インドネシア
 - ・日本便など国際線は運航継続 レバラン交通規制、国内線は禁止 (4/27)
 - ・コロナの国内流行収束、6月初旬との予測 (4/29)
- フィリピン
 - ・社会保障機関、6月1日まで保険料納付猶予 (4/13)
 - ・大統領、5月15日後の外出制限緩和を示唆 (4/29)
- ベトナム
 - ・外国人18人に罰金、社会隔離措置違反で (4/17)
 - ・コロナ対策、台湾と越に賞賛 早期の入国制限や追跡徹底が奏功 (4/29)

(出所：各種新聞、雑誌)

アセアン・インド休日情報

2020年5月

日	月	火	水	木	金	土
					PH IN VN MM 1 CD SG MY TH	2
3 JP	4 JP TH	5 JP	6 JP TH	7 MY SG IN	8	9
10 CD	11 CD	12	13	14 CD	15	16
17	18	19	20	21 IN	22	23
24 MY IN MY ID SG PH SG IN	25	26 MY	27	28	29	30
31						

2020年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 IN	2	3 TH	4	5	6 MY
7	8	9	10	11	12 PH	13
14	15	16	17	18 CD	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2020年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5 TH	6 TH	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19 MM	20 MM	21	22	23 JP	24 JP	25
26	27	28 TH	29	30	31 IN MY SG PH	

※ナショナルホリデーのみ掲載
※祝祭日名省略

出典: ジェトロ各国情報等

- JP 日本
- MY マレーシア
- TH タイ
- SG シンガポール
- PH フィリピン
- VN ベトナム
- IN インドネシア
- MM ミャンマー
- ID インド
- CD カンボジア

めぶきFGアジアネットワーク

お客様の海外進出をサポートするため、様々な機関や外国銀行と業務提携を結び、支援体制の強化を進めています。

◎業務提携先一覧

提携先	常陽	足利	主な業務内容
中国銀行（中国）	●	●	中国国内情報の提供および各種金融サービスの提供
交通銀行（中国）	●		
中国信託商業銀行（台湾）	●		台湾情報の提供および各種金融サービスの提供
カシコン銀行（タイ）	●	●	タイ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
バンコック銀行（タイ）	●		
バンクネガラインドネシア （インドネシア）	●		インドネシア国内情報の提供および各種金融サービスの提供
CIMB ニアガ銀行 （インドネシア）		●	
ヴィエティンバンク （ベトナム）	●		ベトナム国内情報の提供および各種金融サービスの提供
ベトコム銀行（ベトナム）	●	●	
ベトナム外国投資庁 （ベトナム）	●		ベトナム関連セミナーの開催協力 ベトナム進出に関する各種支援、投資関連情報の提供
BDO ユニバンク（フィリピン）	●		フィリピン国内情報の提供および各種金融サービスの提供
メトロポリタン銀行 （フィリピン）		●	
インドステイト銀行 （インド）	●	●	インド国内情報の提供および各種金融サービスの提供
バナメックス（メキシコ）	●	●	メキシコ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
アグアスカリエンテス州政府ほか（メキシコ）	●	●	メキシコに関する現地市場調査 投資情報の提供
日本貿易振興機構（JETRO）	●	●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力機構（JICA）	●	●	途上国での海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力銀行（JBIC）	●		海外展開支援融資の提供
日本貿易保険（NEXI）	●	●	輸出取引を行う際の海外取引リスクに備える各種貿易保険の提供
中小企業基盤整備機構		●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
東京海上日動火災保険	●	●	海外リスク情報等の提供
損保ジャパン日本興亜	●	●	リスクマネジメントコンサルティングサービスの提供
三井住友海上火災保険	●	●	各種損害保険の提供
セコム	●		海外での安全システム・防犯危機商品の提供
総合警備保障	●		海外セキュリティサービスの提供

◎めぶきFG海外駐在員事務所

常陽銀行シンガポール駐在員事務所	63 Market Street, #11-03 Bank of Singapore Centre Singapore 048942 TEL:+65-6225-6543
常陽銀行ハノイ駐在員事務所	5th Floor, Sun Red River, 23 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam TEL:+84-24-3218-1668
常陽銀行上海駐在員事務所	上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 1901 室 TEL:+86-21-6209-0258
常陽銀行ニューヨーク駐在員事務所	712 Fifth Avenue, 8th Floor, New York, NY 10019 TEL:+1-347-686-8420
足利銀行香港駐在員事務所	Suite 1601, 16th Floor, Tower 2, The Gateway, Harbour City, Kowloon, Hong Kong TEL:+852-2251-9475
足利銀行バンコク駐在員事務所	689, Bhiraj Tower at Emquartier, 27th Floor, Room No. 2714, Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana, Bangkok, Thailand 10110 TEL:+66-2-261-2852

